

神崎町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成28年11月24日制定

令和4年9月5日改正

令和5年3月6日改正

令和8年3月6日改正

神崎町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

神崎町の地形はおおむね平坦で、町の北を流れる利根川沿いには広大な水田地帯が広がっている。南部は丘陵の起伏が多く、谷津田や台地上の畑地帯が形成されている。このような地理的状况により、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

北部の平地では、土地利用型の稲作や麦・大豆の生産が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化が進んでいる。また一方では、南部の谷津田や畑地帯では、担い手農業者や圃場条件が十分とは言えない状況であるため、離農する農業者の受け手として、担い手農業者の育成強化が重要な状況となっており、遊休農地の発生についても懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく必要がある。このような状況下において、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、神崎町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、基盤法第5条第1項に規定する千葉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び基盤法第6条第1項に規定する神崎町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであるが、神崎町が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の計画期間（令和5年度から令和14年度の10年間）に合わせて令和14年度を目標年度とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和7年3月)	7 4 4 ha	2. 5 ha	0. 3 4 %
目 標 (令和10年3月)	7 4 4 ha	2. 0 ha	0. 2 7 %
目 標 (令和15年3月)	7 4 4 ha	1. 5 ha	0. 2 0 %

※管内の農地面積(A)は、農林水産省耕地面積統計の数値

【目標設定の考え方】

令和6年度末時点での遊休農地面積が2. 5 ha確認されているが、非農地判断を含め、現状よりも増加しないよう遊休農地の発生防止と解消を目指す。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 樹木の伐採等も含め、遊休農地耕作可能な耕作者の掘り起こしを行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 中心となる経営体に農地集積を図り、遊休農地の発生防止に努めるとともに、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の面積により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和7年3月)	7 4 4 ha	5 4 1 ha	7 2 . 7 %
目 標 (令和10年3月)	7 4 4 ha	5 6 6 ha	7 6 . 1 %
目 標 (令和15年3月)	7 4 4 ha	6 0 7 ha	8 1 . 6 %

【目標設定の考え方】

本町が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月策定）」に掲げる「農用地の集積に関する目標」に準じたものである。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の見直しについて

- 人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描き令和7年3月に策定された「地域計画」について、目指すべき地域農業を具体化するために、農業委員会として計画の見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、まちづくり課、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等について、必要に応じて「地域計画」を見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換を推進する。

また、圃場条件が悪く、受け手が少ない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて、規模拡大意向のある意欲的な農業者を、積極的に認定農業者に誘導することにより、担い手農家数の底上げを図るとともに、他の地域の担い手農家の参入も促

し、地域に応じた取組を推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和7年3月）	2 経営体 （1. 5 ha）	0 法人 （0 ha）
目 標 （令和10年3月）	3 経営体 （1. 6 ha）	0 法人 （0 ha）
目 標 （令和15年3月）	5 経営体 （2. 7 ha）	0 法人 （0 ha）

※現状は、令和4年度以降の新規参入者数等の数値

【目標設定の考え方】

平成28年度から令和6年度の9年間の新規参入数が6経営体4.9haで、平均すると1年につき0.54haが新規参入していることから、令和7年度から令和9年度までに1.6haを目標面積とし、新規参入者数については、本町が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月策定）」に掲げる「新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標」に準じ、毎年1経営体とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 新規参入受け入れとフォローアップ体制について

- 農業委員会を新規参入に関する相談窓口として、必要に応じて貸借可能な農地の情報提供を行うとともに、関係機関との連携を強化し、新規参入者に対する就農相談やフォローアップ体制を構築する。

② 親元就農者の支援について

- 親元就農者は、神崎町農業を支える重要な柱となることから、就農から経営移譲までスムーズに行われるよう、積極的な支援を行う。

③ 雇用就農の推進について

- 雇用就農者については、法人経営体の後継者として、また、独立就農研修者として重要な役割を担う者であることから、育成・支援を積極的に実施していく。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

神崎町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、神崎町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力